

団体傷害保険のご案内

(日常生活傷害補償保険 日常生活コース)

日本国内・国外を問わず、傷害事故を24時間補償！！

- この保険は、ケガで入通院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です。
(病気に関する補償を目的とした保険ではありません。)
- 保険金は健康保険、労災保険、生命保険などとは関係なくお支払いします。
※お客さまのご意向に合致している場合は、このパンフレット・加入申込書等の内容をご確認ください。



団体契約なので保険料がお得！！

団体割引15%を適用していますので、個人でのご契約に比べ保険料が割安です。









個人賠償責任危険補償等もご用意！！

個人賠償責任危険補償特約をセットしたタイプは、日常生活における賠償事故も補償します。
※示談交渉サービスがセットされます。

- ◆保険期間 : 2020年12月1日から2021年6月1日までの6か月間
- ◆加入者(お申込人) : 加森観光株式会社の役員および社員※
※加入者(お申込人)の対象者の範囲については、別紙「賠償責任危険補償特約付団体傷害保険ご加入にあたってのご注意」を必ずご覧ください。
- ◆保険料お支払方法 : 「総務部」の指示に従ってください。
- ◆お申込方法 : 「加入申込書」に必要な事項をご記入、ご署名のうえ、「総務部」へご提出ください。

取扱代理店	引受保険会社
日幸商事株式会社 所在地：札幌市中央区北4条西4-1 加森ビル3 TEL：011-242-1510 担当者：加森	日新火災海上保険株式会社 北海道事業部 札幌サービス支店 所在地：札幌市中央区北3条西1-1-1 札幌ブリックキューブ4階 TEL：011-241-1315

保険金のお支払対象となる主な事例

傷害 (ケガ)	 車にはねられケガをした	 車を運転中、電柱等に衝突してケガをした	 自転車に乗っている時、転倒してケガをした	 駅のホームで転倒してケガをした
	 スポーツ中に転んでケガをした	 旅行中ホテルの客室でケガをした	 会社の階段で転んでケガをした	 野球をしていて熱中症になった

賠償責任 (個人賠償責任危険補償特約をセットしている場合)	 自転車で通行人にケガをさせた	 デパートであやまって商品を壊した	 子供が近所の家のガラスを割った	 マンションの階下に水もれ被害をあたえた
---	---	---	---	--

保険金額・保険料表

下記ご契約タイプ以外の条件ではご加入いただけません。

<日常生活コース>

(団体制引 15%適用)

保険金額	死亡・後遺障害		66万円
	入院日額		990円
	通院日額		500円
賠償責任	個人賠償	2億円	
保険料			3,200円

被保険者(補償の対象となる方)の範囲

*被保険者の続柄および同居・別居の別は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

補償の種類	被保険者の範囲
傷害 (ケガ)	本人(加入申込書の被保険者欄に本人として記載された方をいいます。以下同様とします。)
賠償責任	①本人 ②配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族または別居の未婚の子 ④未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等 (本人が未成年者もしくは責任無能力者である場合または②③のいずれかに該当する被保険者が責任無能力者である場合。ただし、本人または責任無能力者に関する事故に限ります。) ⑤本人の親権者の同居の親族または別居の未婚の子(本人が未成年者である場合)

補償の内容

1. 保険金をお支払いする場合

日常生活コース	国内・国外において、被保険者（補償の対象となる方）が急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガ ^(注) に対して、下記「2. お支払いする保険金①～⑤」をお支払いします。
---------	---

(注) ケガには、日射または熱射による熱中症状および有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

2. お支払いする保険金

保険金の種類 (特約名)	保険金をお支払いする場合（特約の概要）	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償 (ケガの補償)	①死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	◇ 疾病・心神喪失によるケガ（例えば、歩行中に脳疾患により意識を喪失し転倒したためケガをした場合等）
	②後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額×4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ保険証券等に記載の死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	◇ 妊娠・出産・早産または流産を原因としたケガ ◇ 頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛等で医学的他覚所見のないケガ
	③入院保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、180日を限度に入院保険金日額×入院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。	◇ ピッケル等登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、フリークライミング(スポーツクライミング ^(注2))を除きます。)等の危険な運動中および航空機操縦中のケガ (注2) 登る壁の高さが5メートル以下のボルダリング、人工壁を登るリード、スピードをいいます。
	④手術保険金 ケガの治療のため、所定の手術を受けた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。 ア. 入院中に受けた手術の場合 手術保険金の額 = 入院保険金日額×10倍 イ. ア以外の手術の場合 手術保険金の額 = 入院保険金日額×5倍 ただし、1回の事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	◇ オートバイ・自動車競走選手、自転車競走選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等
	⑤通院保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)した場合に、30日を限度に通院保険金日額×通院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。	
特約 【オプション】 個人賠償責任危険補償特約(セットしている場合)	国内・国外において被保険者の日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物を壊した場合または他人より借りた財物を壊した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※示談交渉サービス付です。ただし、以下の場合は対象外です。 ・国外で発生した事故の場合 ・被保険者に対する訴訟が国外の裁判所に提起された場合 ・損害賠償請求権者(被害者)またはその代理人が国内に所在しない場合 等 ! 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に日新火災にご相談ください。日新火災の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。	◇ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ◇ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 等

「本人」として指定できる方の範囲

「本人」とは、加入申込書の「被保険者(本人)」欄に記名する方をいいます。

コース・型	日常生活コース(本人型)
加入者との続柄	
加入者	○
加入者の配偶者・お子さま・ご両親・兄弟姉妹 ^(注1)	○
加入者の同居の親族・使用人 ^(注2)	○

(注1) 「同居」「同一生計」「血族」「姻族」は問いません。

(注2) 「同一生計」は問いません。

その他（ご注意点など）

□補償の重複について

- ◆ご契約にあたっては、賠償責任に関する補償内容が同様の保険契約（団体傷害保険以外の保険契約にセットされる特約等や日新火災以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

□ご加入時のご注意

- ◆被保険者の年齢が、ご加入時、満81歳以上の場合はお引受けできない場合がありますのでご了承ください。
- ◆ご加入の際には、他にご加入の傷害保険契約（積立保険を含みます。）・共済契約などの重要な事項について正しくお申出いただく義務（告知義務）があります。正しくお申出いただきませんと、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

□ご加入後のご注意

- ◆被保険者がご契約者以外の方である場合において、被保険者になることを同意されていなかったとき等は、被保険者は、ご契約者または日新火災に対し、この保険契約の解除（その被保険者に係わる部分に限ります。）を求めることができます。
- ◆満期日時点でこの保険の引受範囲外となった場合や保険金請求状況によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

□事故に関するご注意

- ◆事故にあわれた場合、直ちに取扱代理店または日新火災にご連絡ください。ご通知が遅れると保険金のお支払いが遅れたり、保険金が削減されることがありますのでご注意ください。
- ◆保険金の種類により、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に、代理人の方（配偶者（法律上の配偶者に限ります。）・3親等内の親族）が被保険者に代わって保険金を請求できる代理請求制度がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。詳細につきましては、取扱代理店または日新火災にご照会ください。
- ◆事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者（被害者）は、優先的に保険金の支払を受けられる権利（先取特権）を取得します。保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

□その他

- ◆この保険は加森観光株式会社を保険契約者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は団体が有します。
- ◆このパンフレットはごく簡単な説明です。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または日新火災にご照会ください。また、ご加入時およびご加入後に、特にご注意いただきたい事項を、「加入申込書」および「重要事項説明書」に記載しておりますのでご確認ください。
- ◆日新火災はお預かりしたお客さまの個人情報をも、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」をご確認ください。
- ◆「ご契約内容確認事項（意向確認事項）」をお渡ししておりますので、ご確認のうえお申込みください。